

単 価 契 約 書 (個別契約) 案

収 入

印 紙

京都府を（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和5年〇〇月〇〇日付けで締結した単価契約書（基本契約）（以下「基本契約書」という。）に基づき、次の条項によりLPガスの購入に関する個別の契約を締結する。

（契約要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 品名、品質等
LPガス（い号液化石油ガス）
- (2) 予定数量
3,980 m³
- (3) 契約単価 〇〇〇円/m³
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇円/m³)
- (4) 契約期間 令和5年7月1日から
令和6年6月30日まで
- (5) 納入場所 京都府立農芸高等学校
- (6) 支払方法 口座振替
- (7) 契約保証金 免除
- (8) 遅延利息及び遅延賠償金の計算に用いる利率 年2.5パーセント

（支払）

第2条 甲は、基本契約書第6条第1項の請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に請求金額から生徒が負担する金額を減じて計算した額（以下「算定金額」という。）を支払わなければならない。

- 2 甲は、前項の期間内に算定金額を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し第1条第8号の利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 3 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

（履行遅滞）

- 第3条** 乙は、甲の指示どおり継続して納入することができないときは、供給を停止した日数に応じ、1日の予定数量（第1条第2号の予定数量を契約期間の日数で除した数量（円未満切り捨て））に対し第1条第8号の利率を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 2 前項の遅延賠償金の端数処理の計算方法については、第2条第3項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例（平成23年京都府条例第29号）」と読み替えるものとし、前項の日数には、検査に要した日数を算入しない。

（違約金）

第4条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、予定数量から既に納入された数量を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。ただし、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるとき（第2項の規定により第2号に該当するときとみなされるときを除く。）は、この限りでない。

- (1) 基本契約書 第8条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった

たとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、基本契約書第8条第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、予定数量から既に納入された数量を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の10分の1を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

（損害賠償の予定）

第5条 乙は、基本契約書第9条各号のいずれかに該当するときは、目的物の引渡しの完了の前後を問わず、又は甲がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、予定数量に契約単価を乗じて計算した額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（期限の利益の喪失）

第6条 第4条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

（相殺予約）

第7条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

（協議）

第8条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年〇〇月〇〇日

甲 京都府 契約担当者
住 所 京都府南丹市園部町南大谷
氏 名 京都府立農芸高等学校
校長 湯川 佳秀

印

乙 住 所
氏 名

□